

はち はち はち

さが園芸888運動について



さが園芸888運動

チャレンジ! 元気あふれるさが園芸へ

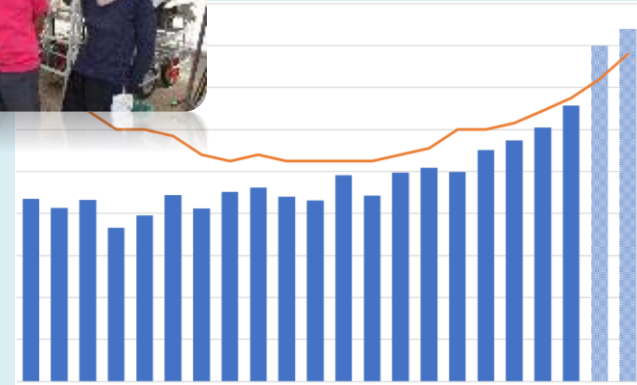
令和3年12月15日佐賀県農業法人協会研修会資料
＜さが園芸888運動 県推進本部＞



目指す姿（ビジョン）

園芸作物を生産・販売し、**稼げる農業**を実践している農家（経営体）が増えている。
また、それを目指し新たな担い手が確保されるような**好循環**が生まれている。

⇒ その延長線上に園芸農業の産出額888億円
（H29：629億円 → R10：888億円）



稼げる農業の育成に向けた 支援対象（ターゲット）

新規就農者
女性農業者
定年帰農者



規模拡大
志向農家



集落営農
法人など



推進方向 （重点取組）

多様な担い手の確保・育成
（園芸団地の整備）



超大規模園芸農家の育成

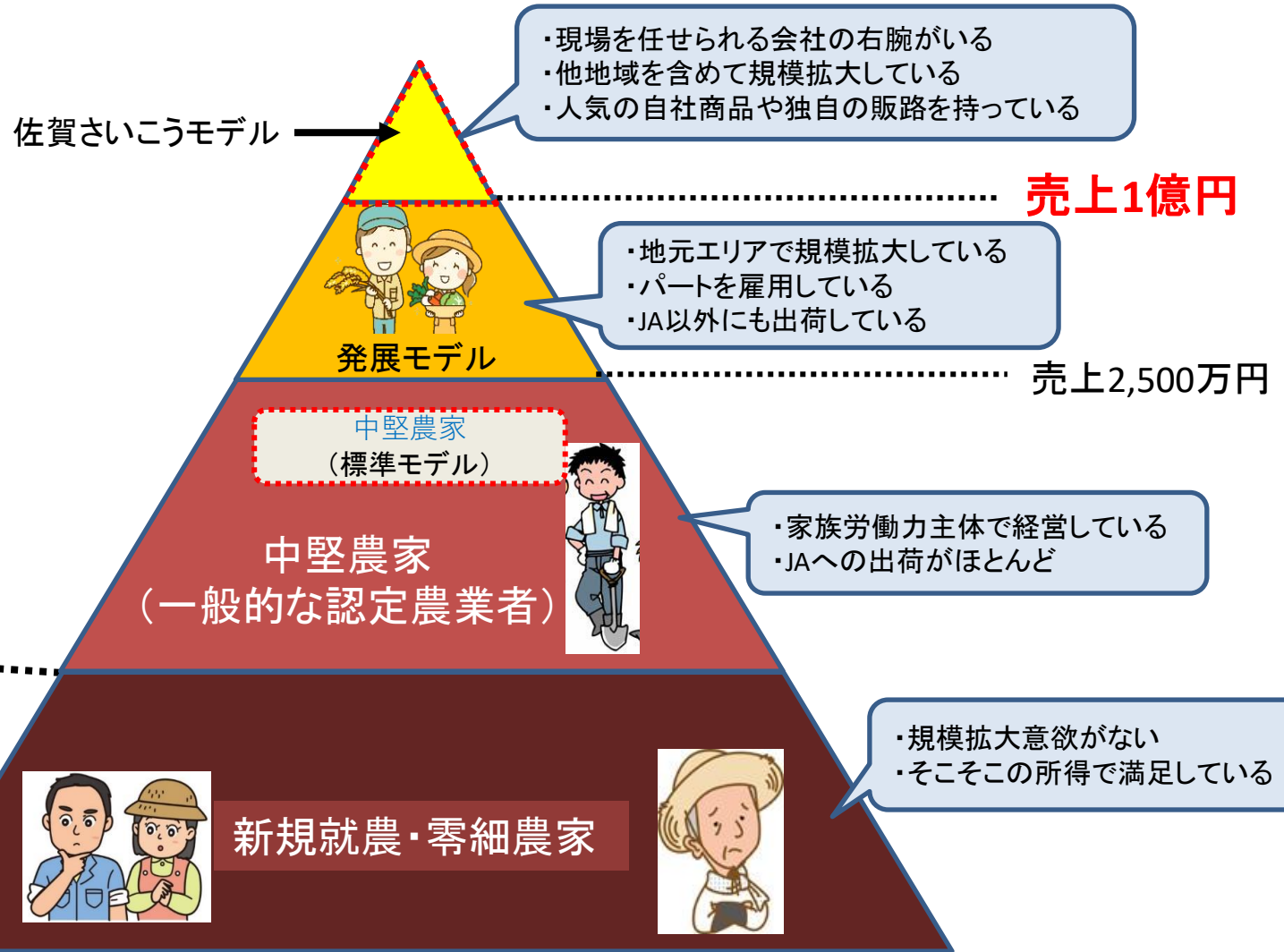


新たな園芸産地の育成



既存の取組に加え、**これまでにな
い新たな取組**を、
市町・JA・県等関
係機関・団体が
一体となって実施
していく必要

経営発展モデルのイメージ



園芸課では、大規模農家育成のため、大規模農家のネットワークづくり、研修会開催、担い手サミット等への派遣を計画しています。[R4年度(R3は一部開催)]

さが園芸生産888億円推進事業

さが園芸生産888億円推進事業
基盤整備促進事業

目的

先進的経営による所得向上や意欲ある新規就農者の確保・育成、経営力のある経営体や産地の育成などを推進することにより、園芸農業産出額の向上を図る。

なお、本事業の推進により、令和10年度までに園芸農業産出額を888億円とすることを目指す。

背景

農家の高齢化や産地の縮小が進行する中、本県農業を発展させるため、農業産出額の約半分を占めており、多くの農家の経営の柱となっている園芸農業の振興に取り組み、「稼げる農業」を確立していく。

事業内容

園芸農業の振興

・さが園芸888運動の展開

施設・機械整備、 取組への支援等

- ・園芸用施設・機械の整備に対する助成
 - 中山間地域の県費補助率 50%【拡充】
 - 大雨・大雪被害防止対策【拡充】
- ・収量・品質の向上や新たな産地づくりに向けた取組に対する助成
- ・農業公社が行う施設園芸団地の整備・運営に対する助成【新規】

新品種・新技術の 開発等

- ・「いちごさん」の高収量・高品質生産技術の確立
- ・大規模栽培に適応したきゅうり環境制御技術の開発
- ・中晩柑新品種「にじゅうまる」の振興 等

農地等の生産基 盤の整備

- ・「園芸産地888計画」の実現に必要な農地の基盤整備に対する助成



事業期間

令和元年度（2019年度）～

さが園芸生産888億円推進事業（県単ハード事業）の概要

政策目的	事業主体	主な補助対象施設	補助率
I 先進的モデル経営体の育成【ハード】 革新的技術（飛躍的な収量・品質向上や省力化など）を活用した規模拡大や機能高度化	①3戸以上（※1）の農業者で組織する団体 ②農協	①環境制御型耐候性ハウス	国50%、県20%、市町5% ※上乗せは、構成受益者のうち、新規就農者（Ⅱの①に該当する者）又は団地入植者に限る（1受益者当たり1200万円を上限）。
	③認定農業者等 ④2戸以上の農業者で組織する団体 ⑤農協	②いちご高設栽培システム ③果樹根域制限システム（埋め込み式を含む） ④環境制御型耐候性ハウス（国庫事業で対象としない場合）	県50%、市町10% ※果樹根域制限システムのうち国庫で対象となる場合は、下記①② ①資材費：定額（県18万円/10a以内）など ②施工費：県50%、市町10%
	⑥農業法人等 ⑦農協 ⑧集荷業者 ⑨農業公社	⑤園芸団地に整備する施設・機械等 ⑥効率的な露地野菜の集出荷システム整備に必要な機械・装置及び施設	県50%（主要な市町を経由（間接補助事業））、市町10%
Ⅱ 新たな園芸農業者の育成【ハード】 新規就農者等による園芸部門の面積拡大	①認定新規就農者及び認定農業者（いずれも、農業経営開始後5年以内） ②①で組織した団体 ③農協（①、②にリース支援する場合）	①園芸用ハウス、共同育苗施設、 ②省力化機械・装置 ③高品質化機械・装置 ④省石油型機械・装置 ⑤土作り用、病虫害低減機械・装置 ⑥選別、調整、加工用機械・装置 ⑦長寿命化対策（中古園芸用ハウスの移転、茶加工機械ラインを含む） ⑧園芸振興において政策的に必要な施設、機械・装置、資材等 ⑨大雨・大雪被害防止対策	県50%、市町10% ※新規就農者が園芸用中古ハウスを活用（長寿命化対策）する場合、省力施肥灌水装置、暖房設備、燃油タンク、防油堤、電照装置、換気扇、被覆資材などを一体的に整備できる。
Ⅲ 経営力向上志向経営体の育成【ハード】 所得向上に向けた収量・品質の向上、低コスト化、規模拡大等に必要な施設等の整備	①2戸以上の農業者で組織する団体 ②農協 ③市町長が特に必要と認める農業者	※補助対象となる機械・施設は50万円以上のものとする（ただし、省石油に関する機械・装置、光合成促進装置又は園芸用ハウスの雪害対策補強に必要な資材の購入については、50万円未満であっても対象とする）	県33%、市町10% 県50%、市町10%（⑨大雨・大雪被害防止対策、「それぞれの中山間チャレンジ事業実施要領」に基づき、市町が選定したチャレンジ集落・産地内であって、Ⅲの事業主体（受益者）の受益地が、中間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象農用地のうち、市町内に存在する協定農用地の標高以上に位置する田・畑の場合）

※1）産地生産基盤パワーアップ事業の場合。強い農業・担い手づくり総合支援交付金の場合は事業要件として5戸以上。

「さが園芸 8 8 8 運動」に関する県内の動き

令和3年11月22日現在

新品種・新技術の普及



いちごさん



にじゅうまる



統合環境制御ハウス

- ・令和3年産では、県内いちご面積の約9割がいちごさんを作付け
- ・にじゅうまるの令和3年産の出荷予定数量は50tに増加予定
(令和2年産(デビュー年)の出荷数量は30t)

トレーニングファーム



- ①きゅうり(武雄市)、②ホウレンソウ(佐賀市富士町)
- ③トマト(鹿島市)、④いちご(白石町)

みかん団地の整備



- ⑤根域制限栽培団地(多久市)
- ⑥基盤整備と併せた根域制限栽培(鹿島市 R5着工予定)

企業参入による園芸生産



⑦キウイフルーツ
大規模団地
(伊万里市)



⑧環境制御型
トマトハウス
(基山町)

園芸団地整備に向けた動きが加速

★R3に順次着工

大町町: きゅうり (1.3ha)
嬉野市: トマト等 (5.1ha)

◎R4から順次整備予定(公社支援)

白石町: いちご等 (3.1ha)

◇市町、JA、県で構成する園芸団地 整備準備委員会を設置

武雄市: きゅうり
玄海町: みかん、アスパラガス等

※その他の地域でも園芸団地整備に向け検討が進められている。



大町町



加工業務用野菜の拡大

⑨JAベジアスさが
(みやき町)



新たな集出荷施設が稼働



⑩JAからつ
かんきつ選果場



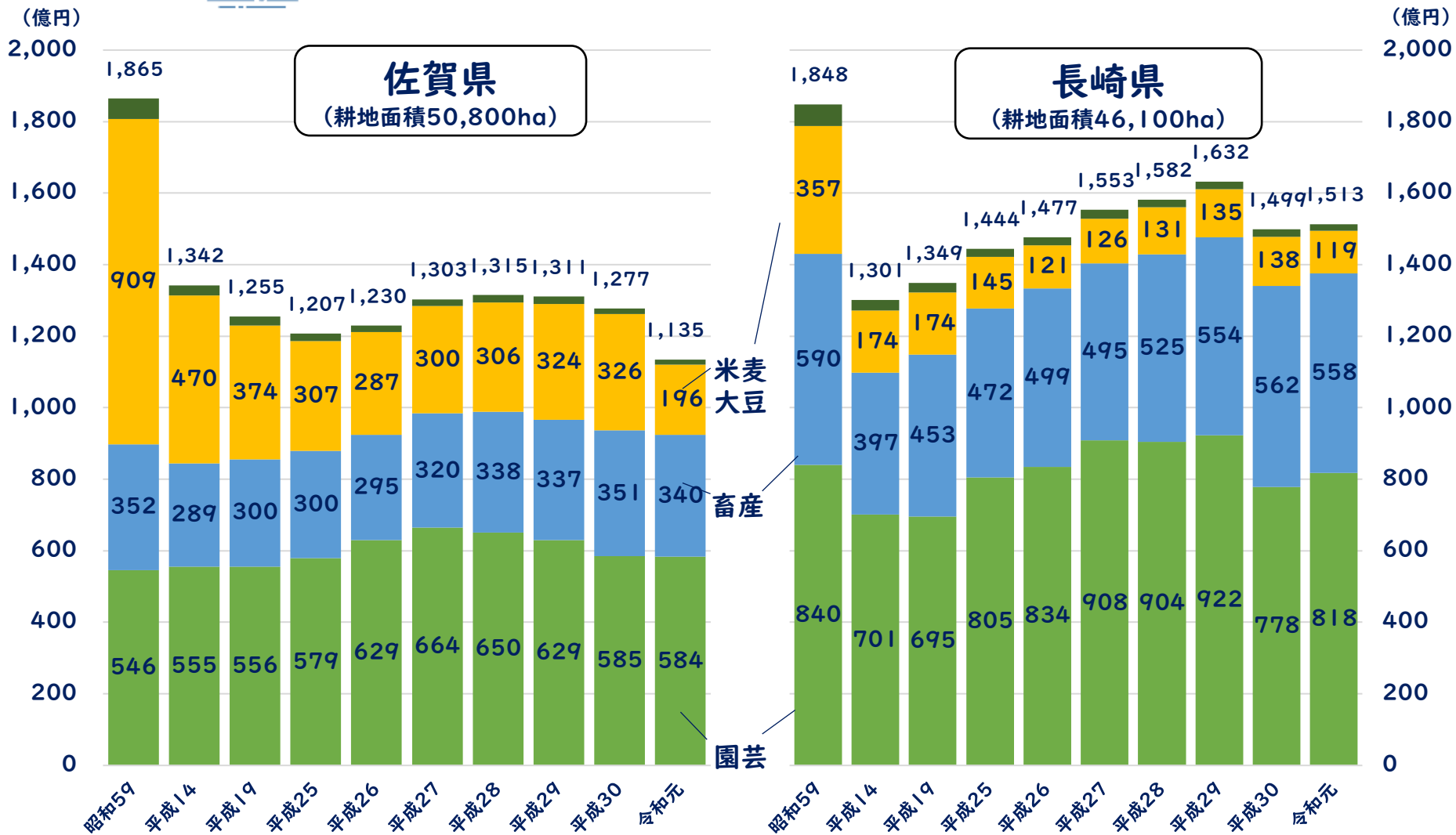
⑪JA伊万里
なし選果場



⑫⑬JAさが
いちごパッカー
センター



農業産出額の推移





主要園芸品目の産出額の推移

(単位:億円)

